

中国における生成AIと知的財産：法的枠組みと実務の現状

2025年の中国では、生成AIが知財実務に急速に浸透しています。行政・司法が法的枠組みを整備する一方、現場では効率化への期待と機密保持等の課題が交錯し、専門家向けの新たなルール作りも進んでいます。

法的枠組みの確立

AI生成物も著作物になりうる。
人間の「創作的関与」が保護の鍵。

裁判所は、プロンプトの工夫や修正など人間の知的貢献があれば著作物性を認める判断を確立。



AIは「発明者」になれない。
特許出願では自然人の記載が必須。

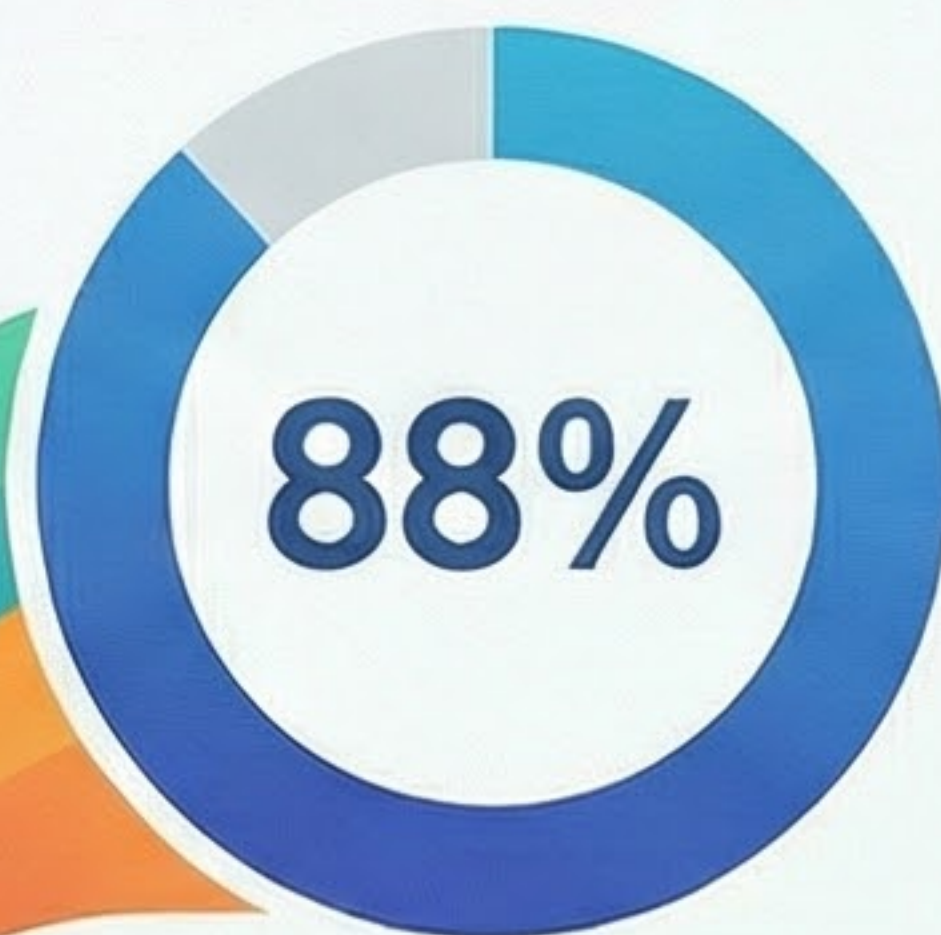
中国国家知識産権局(CNIPA)が特許審査指針でAI自体を発明者と認めないことを明確化。

生成AIサービスに法的義務。
「暫行弁法」で知財尊重を規定。

訓練データでの権利侵害禁止や、サービス提供者の責任を定めている。



実務での活用と新たなルール



法律実務家の88%が生成AIを利用。
業務への導入が急拡大。



効率化への期待が高い一方、品質や機密情報漏洩のリスクも顕在化している。

AIによる特許出願書類の「直接生成」を禁止する動きが加速。

弁理士協会などが品質担保と専門家の責任を重視し、倫理規程を改正。



政府機関もAIを積極導入。
「スマート審査・裁判」で業務を効率化。

CNIPAや裁判所が特許調査や類似判例の分析にAI技術を活用している。

